

旭医大達第 1 3 1 号

ウェルネットリンク専用端末レンタルサービス利用規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 8 日

旭川医科大学長 西 川 祐 司

ウェルネットリンク専用端末レンタルサービス利用規程を廃止する規程

ウェルネットリンク専用端末レンタルサービス利用規程（平成 22 年旭医大達第 88 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。

【制定理由】

本規程で規定するウェルネットリンク専用端末レンタルサービスについては、遠隔医療センターにて実施していたが、ウェルネットリンクのサービスが終了していることから、規程を廃止するものである。